

「福祉の担い手づくり情報掲示板システム構築業務委託」に係る 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

本業務は、福祉の担い手づくりを推進するため、市民がボランティア情報、地域活動情報、福祉の仕事に関する情報を容易に閲覧・検索でき、必要に応じて情報発信も行える情報基盤（以下「福祉の担い手づくり情報掲示板システム」という。）を構築及び整備し、市民が主体的に地域福祉活動へ参加できる環境を整えることを目的とする。

2. 業務の概要

本業務は、福祉の担い手づくり情報掲示板システム（以下「システム」という。）の構築及び整備を行うものであり、主に以下の内容を含む。

- (1) Web アプリケーションとしてのシステム構築
- (2) UI/UX 設計（アクセシビリティに配慮した画面設計とすること）
- (3) 掲示板機能（投稿・検索・カテゴリ管理等）の実装
- (4) 初期設定（カテゴリ、タグ、公開項目等）の実施
- (5) 運用環境の整備（テスト、データ投入、マニュアル作成等）
- (6) 管理画面の構築
- (7) ワークフロー（承認・公開・削除承認）機能の設計
- (8) セキュリティ対策
- (9) 委託期間内のシステム完成（運用開始できる状態）
- (10) 必要に応じた打合せ・要件定義・仕様調整

なお、本業務の詳細な仕様については、別紙「仕様書」および「機能要件一覧表」のとおりとする。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、契約締結日は令和 8 年 6 月 5 日を予定しているが、決定手続きの状況等により前後する場合がある。契約締結後、速やかに打合せ等を開始し、期間内にシステムの構築及び整備を完了し、運用開始できる状態とするものとする。

4. 委託上限額

本業務の委託上限額は、12,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）とする。なお、システムに関する利用料、保守料等の継続的な費用は、本プロポーザルの見積額には含まないものとする。

5. 参加資格

【必須要件】

本プロポーザルに参加できる事業者は、(1)～(7)の全ての要件を満たすこと。

- (1) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の欠格事由に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てを行っていないこと。
- (4) 暴力団員および暴力団関係事業者に該当しないこと。
※「暴力団員」「暴力団関係事業者」の定義は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号・2号による。
- (5) 参加申込書提出日時点および過去5年間において、豊田市をはじめ国・他の地方公共団体等から入札参加停止、指名停止、契約解除その他の除外処分を受けていないこと。
- (6) 本業務の遂行に必要な技術力（Webアプリ開発、掲示板システム構築、UI/UX設計等）を有すること。
- (7) 法人格を有すること。なお、豊田市近隣地域に事業所を有し、迅速な打合せ及び対応が可能であることが望ましい。

【継続適格要件】

参加申込書提出日から契約締結までの間に【必須要件】(5)の行政処分を受けた場合は、その時点で参加資格は喪失となる。

6. スケジュール

公募開始（ホームページ）	令和8年4月15日（水）
質問受付（メールにて受付）	令和8年4月15日（水）～21日（火）正午
質問回答の公表期限（ホームページ）	令和8年4月24日（金）
参加表明書提出期限（持参）	令和8年5月1日（金）午後5時必着
企画提案書提出期限（持参）	令和8年5月19日（火）午後5時必着
プレゼン審査会	令和8年5月21日（木）時間は後日調整
審査結果通知（メール）	令和8年5月30日（土）
契約締結（予定）	令和8年6月5日（金）別途調整
要件・仕様確定	令和8年6月～8月
基本設計・詳細設計	令和8年8月～9月
システム開発	令和8年9月～11月
テスト・不具合修正	令和8年12月～随時
発注者職員対象操作研修	令和8年12月～1月
最終調整・公開準備	令和9年2月～3月

7. 質問および回答

（1）質問受付と回答

①質問の受付

本件に係る質問は、指定の様式の質問書（様式1）でメールによる提出とする（その他の方法による質問は受け付けしない）。件名は「【事業者名】プロポーザルに関する質問」と記載すること。

②提出期限

令和8年4月21日（火）正午までとする。

③質問に対する回答と公表

競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問者に回答書としてメールで回答し、かつ、質問及びその回答を記した内容を都度社協ホームページで令和8年4月24日（金）まで公表する。

（2）提出先及び提出書類

項目12.参照

8. 参加表明書の提出

（1）提出期限と提出方法

ア 提出期限：令和8年5月1日（金）午後5時までに必着

イ 提出方法：指定の様式の参加表明書（様式2）を持参による提出とする。

（2）提出先

項目12.参照

9. 企画提案書等提出

（1）提出期限と提出方法等

①提出期限：令和8年5月19日（火）午後5時までに必着

②提出書類

次の書類（正本1部・副本7部）を提出すること。なお、提出された書類等は返却しないものとし、提出後の内容の変更や追加も原則認められない。

- ・事業所概要書（様式3）
- ・業務実績調書（様式4）
- ・業務体制表（様式5）
- ・企画提案書 A4サイズ4枚まで、A3サイズ2枚までの任意様式にて、「福祉の担い手づくり情報掲示板システム構築業務委託」仕様書に基づき以下の内容を含めて作成することが望ましい。

①システム構成案

- ②UI/UX 設計案
- ③開発スケジュール
- ④保守体制
- ⑤セキュリティ対策
- ⑥提案の独自性

・価格見積書（任意様式。ただし、内訳が分かるもの。）

③提出方法：持参による提出とする。

(2) 価格見積書作成にあたっての注意事項

見積金額は、本業務に係る費用の見込み額とし、消費税及び地方消費税の明記をすること（二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること）。

なお、見積金額が提案限度額の上限を超えている提案は失格とする。

(3) 提出先

項目 1 2 . 参照

10. プレゼン評価方法、選定結果の通知等

(1) 評価基準と評価方法

企画提案書等と提出された書類に不備等がなければ、企画提案書を中心としたプレゼン審査を受けることができ、審査委員の採点により評価する。

(2) プレゼン審査について

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションおよび質疑応答により実施する。

ア 開催日時 令和 8 年 5 月 21 日（木） 時間は後日調整

イ 開催場所 豊田市福祉センター 37 会議室

ウ 審査方法 参加表明書の提出順に実施

プレゼンテーション 1 5 分以内

質疑応答 1 5 分以内

エ 審査内容 (3) 審査基準に基づく

オ 審査員 7 名以内

カ プレゼン者 提案内容を説明できる業務担当者が出席すること。

(3) 審査基準

事業目的の理解度および提案の妥当性（15 点）

システム構築に関する技術力・実現性（25 点）

運用・保守体制の適切性（15 点）

業務実績および体制の充実度（15 点）

見積額の妥当性（15 点）

提案の独自性・創意工夫（15点）
見積額採点（15点）（事務局評価）

※参加表明者が1社の場合であっても審査は実施する。ただし、参加資格を満たさない場合、または企画提案が審査に値しないと判断される場合は選定しない。

（4）注意事項

- ア 提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。
- イ 参加に関し、1社につき2名までとし、本業務の責任者若しくは担当者となる予定の者が参加説明すること。
- ウ 企業概要紹介、自己紹介は行わないこと。
- エ 説明にはプロジェクターを使いスクリーンに投影して説明を行うこともできる。

ただし、本会で用意する機材は次のとおりとする。

- ・プロジェクター
- ・スクリーン
- ・プロジェクターとパソコンをつなぐケーブル（HDMIケーブル）
- ・電源延長コード

※なお、機材の使用を希望する場合は事前に申し出ること。各提案者でパソコンを持参しセッティングすること。セッティングに要する時間はプレゼンテーション時間に含まない。

（5）最終決定方法

- ア 各審査委員が採点を行い、採点の合計で最高得点の者を、契約候補者として選定する。
- イ 最高点の者が同点の場合は、価格見積書の金額が安価な者を契約の相手方候補者として選定する。

（6）選定結果は令和8年5月30日（土）にメールで結果を通知する。

1.1. プロポーザル参加に際しての注意事項

（1）失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合。
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合や参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

（2）複数提案の禁止

企画提案書の複数提出は不可とする。

（3）費用負担

提出書類の作成等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、

参加者は本プロポーザルに要した費用を本会に請求することはできないものとする。

(4) その他

本プロポーザルの実施後、参加者からの選定に関わる内容の問い合わせ等一切受け付けません。

12. 問い合わせ、提出先

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 つながり応援課
担当 渡辺、市川

住 所 〒471-0877 豊田市錦町1-1-1

時 間 8時30分～17時15分（日・月・祝日休み）

電 話 0565-31-1294 F A X : 0565-33-2346

メール vc@toyota-shakyo.jp